

為メ請負契約ヲ放棄シタルが現時不況ノ際ナル為メ
結局五隻ノ傳馬船過剰ヲ来シタルヲ以テ右船夫野村
鐵次郎他四名ニ對シ

「自己乘傳馬船ハ修理ノ上償價ニテ貸與シ且一時午
當金五十月宛ヲ支給スルヲ以テ各自積荷ヲ搬シテ
働ク様右ノ内矢島佐吉ニ對シテハ吾孀所下木下川
小野孝誼方ニ赴キ小野ノ運送ニ從事スル様」言渡
シタルニ因ル

六要求事項

勞働者側ニテハ野村鐵次郎 渡辺源四郎ノ兩名ハ店
主ノ申渡シテ諒トシタル又矢島外ニ名ハ是ラ不服ト
シ八月三十日總聯合關東地方聯合會新井兵太郎京

次船夫組合長酒井高一郎ト共ニ店主ヲ訪ヒタルモ不
在ノ為メ店主ニ左ノ如キ要求ノ傳言ヲ為レ引取リタ
リ

- 一 従前通り使用セラレ度シ
- 一 解雇セラル、ナラバ一ヶ月ノ仕込金四十円ト見做
シ勤續一ケ年ヲ増ス毎ニ金四十円宛ノ割ニテ手當
ヲ支給セラレ度シ

× 経 過

ハ 交渉状況

▲ 九月一日日本運送店ニテ事業主ト組合側酒井新
井外五名ト會見シ